

## Kiko

バルセロナ

## 気候ネットワーク

〒604-8124 京都府京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305 Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門サウスビル2F Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463

E-mail: kyoto@kiconet.org (京都) tokyo@kiconet.org (東京) URL: http://www.kiconet.org/

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## バルセロナからコペンハーゲンへ

バルセロナ会議の最終日。議定書 AWG は、先進国の削減数値の議論の進展がなければ他を進めるべきでないというアフリカ諸国の強い反対によって1日中断してしまいましたが、その後、残された時間のうち60%を先進国の更なる削減数値の会合を優先的に進める形で再開している。

また、条約 AWG では、これまでに各コンタクトグループが非公式で開催され(NGOはほとんど入れなかった)、バンコクで作成されたノンペーパーをさらに短く、薄くし、最終的に交渉テキスト案を作成するべく、最終作業が進められている。

しかし、ここでの議論をふまえ、コペンハーゲン合意が具体的にどのようなものかは、まだ見えてこない。

そのような中、会議場の外では、コペンハーゲンでどのような形式の合意に達するかに注目が集まっている。最終日の eco はこの問題をトップで取り上げている。ここで改めて明らかにしておきたい。

私たちが求めているのは、2013年以降に始まる次期枠組みが、法的拘束力のあるものであること、そしてその内容が危険な気候変動を防ぐために十分野心的であることだ。今から期待値を下げることはやめ、コペンハーゲンで

法的拘束力ある合意を作りだそう。

## 法的拘束力アリ? ナシ?

(eco 11/6 抄訳)

この問題がきちんとわかっているか確認しよう。アフリカ・グループ、小島嶼国連合、G77、EU、国連、さらにはアンブレラ・グループでさえも、コペンハーゲン合意に法的拘束力をもたせたいと考えている。いったい何が問題なのだろう。この会議場の音響が悪いことは事実だが、ecoには誰もがコペンハーゲンで法的拘束力をもつ文書が採択されるべきだと言っているように聞こえる。けれども、彼らのほとんどは、「十分な時間がない」ことを理由に、それは不可能だと話している。「意志あるところに道はある」という格言はどうなるのか?

アメリカ上院の法案審議の遅れが、法的拘束力を必要だとしながら時間稼ぎをする人たちに格好の口実を与えていることは確かだ。しかし、時間をかければかけるほど、附属書国と非附属書国がともに排出を増やし、燃費の悪い車が生産され、断熱性能の悪い建物が建築され、石炭火力発電所が建造され、森林が破壊されるだけだ。

気候を破壊する原因はたくさんあるというのに、時間はない。この「時間の問題」が私たちを委縮させる。

政府交渉団のなかには、ついこの前まで「Mind the Gap (ギャップを埋めよう)」と書いたTシャツを掲げていたある議長のやる気のなさへの失望を隠さない人もいる。

もしかすると、締約国にも法的拘束力が何なのかを見極めることが難しいのかもしれない。ここ数日、私たちは、「政治的拘束力のある合意」(前に聞いたことと矛盾しているのだが)から「法的拘束力のある合意」まで、さらには「法的拘束力のあるアプローチ」から「包括的で普遍的な合意」までのあらゆる選択肢を耳に入れた。ecoが会場内の廊下で耳にはさんだ会話によれば、「包括的で普遍的な合意」には将来、月や火星に人間の居留区を建設することさえ含んでいる。

しかし、時間の制約上(悩ましいことに)、気候を守るために本当に必要なのは何かを考え、各国の国益を維持し、気候変動の影響を最も受けている人々、あるいはこれから影響を受ける人々を守るために、残された貴重な時間を使うべきだ。

## 旧政権の交渉ポジションを主張する日本政府。

### ～これが新政権の方針！？

パルセロナのAWG会議で、日本政府代表団は、多くの場面で旧政権時代の交渉ポジションをそのまま主張している。政権交代後も、政府代表団の顔ぶれは全く同じで、その人たちが以前と変わらない主張を繰り返しているから、ここでの交渉だけを見たら、日本に政権交代があったことなど誰も気づかないかもしれない。

例えば、今回、日本政府がアンブレラ・グループの会合の中で、新たな文書を用意して配布したが、新政権の新しい方針が示されたのかと思って注意深く読むと、その内容は旧政権が4月に条約事務局に提案した“新議定書案”と変わらない。そこに米国や豪州の提案を加味して書き足したに過ぎなかった。

また、議定書AWG会合における数値目標の議論の中でも、基本的な交渉方針は従前と変わらず、むしろさらに踏み込んでいくように思われる。そうしたポジションには、これまでNGOが批判してきた点も少なくない。

前回の9月のバンコクのAWG会議では、政府交渉団はもっと遠慮がちだった。「政権が変わったばかりでまだポジションを作っているところ。だから前に提案した選択肢は残しておいてほしい」と。しかし今回は、新たな方針を固めたような自信を見せながら、やはり従前の主張を繰り返している。私たちはちょっと当惑している。これは新政権下で確認された交渉方針なのだろうか。とりわけ、気になるのは次のようなポジションだ。

#### 【基準年】

旧政権は1990年の基準年を用いることに強硬に反対し、直近の年を含む複数の年を単に参考として表記して、絶対量で示すことを提案していた。これについては、第1約束期間との比較可能性・連続性・一貫性がないと批判されていた。新政権の1990年比25%削減発表を受け、今回は「日本は1990年でも構わないのだが」と前置きをし

ながら「唯一の基準年を使って削減率を出すのはいかがなものか。各国の国内事情に合わない。包括的で多くの国を巻き込むには、(かつての日本の提案である)選択肢を残してほしい」と主張。まるで、1990年を基準年とすることに反対するカナダを代弁している。

2050年の長期目標についても「1990年比」となっている文章を、「カッコ書きに入れてほしい」と要求。今でも1990年を基準年にするには反対なのだろうか？

#### 【約束期間】

京都議定書第1約束期間は5年間。次の期間も5年とすべきとNGOは考えている。第3約束期間の目標には、2014年にまとめられる予定のIPCCの第5次評価報告書を踏まえるべきという点も重要である。これにつき日本は5年間では短すぎると(2020年までの)8年間を主張。そうしたポジションを固めたのだろうか？初耳だ。

#### 【遵守】

先進国・途上国の両方の緩和行動についてアンブレラ・グループで出した提案では、2013年以降の枠組みでの遵守制度に関して「促進的なもの」であるべきと主張している。京都議定書は、遵守を促進する「促進部」と、守らなかった時の措置を実施する「履行強制部」がある。だからこそ目標達成を担保する仕組みだと評価されている。政府は、京都議定書交渉の時に、強制的な遵守制度に強く反対してきた歴史がある。「日本はちゃんと守るけど、厳しい措置を入れると参加しない国が出てきてしまう」と脱落する国に配慮するような理由をつけて。今回もまたその時と同様に、促進的なものだけの遵守制度を求めるなら、京都議定書の遵守制度を緩めようという主張につながってしまう。

私たちはこれらの個別の交渉ポジションについて、新政権が明確な方針を示す必要があると考えている。そして、コペンハーゲン合意に向けた日本政府の、野心的で一貫性がある方針を正しく理解したいと望んでいる。

## 鳩山イニシアチブ

### ～たったこれだけ？まさかね？～

(eco11/5抄訳)

鳩山首相が、途上国の対策支援に関する「鳩山イニシアチブ」を9月の国連サミットで発表した際、スピーチの中で掲げられたいくつかの原則にecoは興奮を隠すことができなかった...「相当の新規で追加的な官民の資金」「予測可能な形の、革新的なメカニズムの検討が必要」「国連の気候変動に関する枠組みの監督下で...国際システムを設けるべき」...ecoはより詳細な内容を心待ちにしていた。

そんな中、初日の条約AWGの下の資金に関するグループで日本政府による鳩山イニシアチブに関する発表があった。

正直言って、がっかりである。まず、そもそも発表自体が期待していたほどドラマチックでなかったし、紙すら配られなかった。ようやく提案を手に入れて読んでみると、益々不可解だ。

提案は、3つの基金の設立と、一種の「マッチング」サービスを提案している。まあ、ここまではよい。でも、日本提案は資金に関して重要な論点についてほとんど応えられていないし、まるで、アメリカが提出した宿題を書き写したみたいな部分もある。日本提案は、資金規模について何も語っていないので、前述の「相当の新規で追加的な」という原則に沿っていない。資金源については、自主的拠出とオフセット・メカニズムからの「収益の一部」に頼るようだが、自主的な拠出に依存するのは、パリ合意の精神には反する。さらに、気候変動基金や体制強化基金は、世界銀行やGEFなどの機関が、COPからの指針を得て管理するようだが、これが「国連の気候変動に関する枠組みの監督下」の意味なのであるか。

日本は提案を今後も発展させて行く予定だそう。であるなら、もう一度、原則に立ち戻って、一から作り直したらどうだろうか。コペンハーゲンまでに、もっと明確で、しっかりした提案を作ってくる時間はまだある。

**Kiko AWGLCA7.2/AWGKP9.2 通信 No.2**

2009年11月6日発行

川阪京子、佐藤由美、平田仁子、山岸尚之  
現地携帯: +34-654978707 (川阪 京子)